危険空家の緊急安全対策の実施状況について【資料No.3】

SDGs未来都市 佐渡市

【事業概要】
　主に所有者不存在となっている危険空家について、公道への飛散物・落下物等を防止するため、必要最小限の安全対策措置を実施。（R６執行額：５９９，５００円）

【根拠条例】佐渡市空家等の適切な管理に関する条例（第10条要旨）
　市長は、空家等が市民の生命、身体又は財産に危害を与え、若しくは与える恐れがあると認められる場合であって、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、その損害を予防し、若しくはその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を自ら行うことができる。

河原田本町地内

建物正面板張り・ネット設置

新穂地内

支障木伐採

新穂地内

井戸への鉄蓋設置